## 7. 交通機関等の割引制度

### 1) JR旅客運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方がJRを利用する場合、運賃が割引になります。

対 象 者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者 ※下表を参照してください。	
利用方法	JR各駅の乗車券販売窓口に手帳を提示してください。	
問合せ	合せ 各駅等 ※購入方法は事前に各駅等に問い合わせください。	

対 象	割引対象乗車券類	割引率	備考
第1種障害者とその介 護者(1名) [一緒に 利用する場合のみ]	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたが る場合を含みます。 但し回数乗車券はJR線区間 単独の発売となります。
第1種障害者又は12歳 未満の障がい者とその 介護者(1名)〔一緒 に利用する場合のみ〕	定期乗車券 ※小児定期乗車券 を除きます。	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたが る場合を含みます。 小児定期旅客運賃については 割引を適用しません。
第1種、第2種障害者 が単独で利用する場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを 超える場合(私鉄線等他鉄道 会社線にまたがる場合を含み ます)

- ※ JR線と私鉄線等他の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらか じめ決められています。
- ※ 障がい者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。
- ※ 第1種・第2種の別については手帳に記載されています。
- ※ JR以外の旅客運賃割引制度については、各鉄道会社にお問合せください。

## 2) つくばエクスプレス旅客運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方がつくばエクスプレスを利用する場合、運 賃が割引になります。

対象者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者 ※次表を参照してください。
利用方法	各駅の乗車券販売窓口に手帳を提示してください。
問合せ	つくばエクスプレス線各駅 ※購入方法は事前に各駅にお問い合わせください。

対 象	割引対象乗車券類	割引率	備考
第1種障害者とその介 護者(1名) [一緒に 利用する場合のみ]	普通乗車券回数乗車券	50%	回数乗車券はつくばエクスプ レス線区間単独の発売となり ます。
第1種障害者又は12歳 未満の障がい者とその 介護者(1名)〔一緒 に利用する場合のみ〕	定期乗車券 ※小児定期乗車券 を除きます。	50%	小児定期旅客運賃については 割引を適用しません。(障が い者が小児の場合は介護者の み。) 介護者に対しては通勤定期乗 車券の発売となります。
第1種、第2種障害者 が単独で利用する場合	普通乗車券	50%	距離による制限はなし(つく ばエクスプレス線内のみ)

<sup>※</sup> 障がい者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

#### 3) 県内路線バス運賃の割引

①身体障害者手帳・療育手帳を所持している方が路線バスを利用する場合、運賃が割引に なります。

適用範囲	種類	割引率	問合せ
第1種障害者 (本人及び介護者)	普通乗車券 定期乗車券	各バス会社が設定する	各バス会社窓口
第2種障害者 (本人のみ)	普通乗車券 定期乗車券	割引率	477人云红芯口

②精神障害者保健福祉手帳を所持している方が路線バスを利用する場合、下記11事業者が 割引を実施しています。割引率等は各バス会社で異なりますので、ご利用の際はあらか じめ各バス会社にお問合せください。

関東鉄道、関鉄観光バス、関鉄グリーンバス、関鉄パープルバス、茨城交通、日立電鉄 交通サービス、大利根交通自動車、椎名観光バス、昭和観光バス、茨城急行自動車、朝 日自動車

<sup>※</sup> 第1種・第2種の別については手帳に記載されています。

### 4) タクシー料金の割引

身体障害者手帳・療育手帳を所持している方がタクシーを利用する場合、料金が1割引になります。

対象者	身体障害者手帳又は療育手帳を所持している方
利用方法	タクシー乗車時に手帳を提示してください。
問合せ	各タクシー会社

### 5) タクシー料金の助成(福祉タクシー券)

通院や機能回復訓練等のため、医療機関等への通院にタクシーを利用する場合、初乗り 運賃を助成します。

対象者	・身体障害者手帳1級・2級の方 ・療育手帳④・Aの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方 ・要介護・要支援高齢者 ※ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない方
助成額	初乗り運賃を助成します。年度48枚(年度当初発行の場合)が限度。 ※利用券の譲渡・再発行はできません。
必要書類等	対象者の印かん、対象となる手帳又は介護保険証
窓口	役場福祉介護課

#### 6) 国内航空路線運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する満12歳以上の方について、国内の定期航空路線の運賃が割引されます。(種別・各航空運送事業者によっては、介護者1名にも割引が適用される場合があります。)割引率は各航空運送事業者や路線によって異なります。

問 合 せ   各航空運送事業者、旅行代理店
------------------------

### 7) 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳・療育手帳を所持している方が有料道路を利用する場合、通行料金が割引になります。ただし、有効期限(最大2年間)があり、更新手続きが必要です。

対象者 身体障害者手帳又は療育手帳を所持している方		身体障害者手帳又は療育手帳を所持している方
適用範囲		・身体障がい者が自ら運転する乗用自動車で、本人又はその親族が所有するもの(営業自動車は除く)※1台のみ ・第1種身体障害者又は第1種知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が運転する車で本人又はその親族が所有するもの(営業自動車は除く)※1台のみ
手	ETC を利用 しない場合	<ul><li>・身体障害者手帳又は療育手帳</li><li>・自動車検査証又は軽自動車届出済証</li><li>・運転免許証 (障がい者本人が運転する場合のみ)</li></ul>
続	ETC を利用 する場合	上記に加え・ETCカード(原則として障がい者本人名義のもの) ・ETC車載器セットアップ申込書
	窓口	役場福祉介護課

## 8) 大洗カーフェリー運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者(第1種・精神障害者保 健福祉手帳1級の場合はその介護者も含む)について、旅客運賃が割引となります。

対 象	第1種、第2種を問わず旅客運賃の50%、乗用車運賃の10%が割引となります。第1種・精神障害者保健福祉手帳1級の介護者(1名のみ)も同様の割引となります。
利用方法	乗船券の販売窓口で手帳を提示してください。
問合せ	商船三井フェリー大洗旅客予約センター (電話:029-267-4133)

# 8. 税の減免等

## 1)所得税・村県民税の所得控除

	① <b>障害者控除</b> 本人または扶養控除の対象となる親族に障害がある場合、所得税の障害者				
	控除を受けられま <sup>-</sup>   名称	す。     対象者	所得税	村県民税	
	障害者控除	<ul><li>・身体障害者手帳3~6級</li><li>・療育手帳B・C</li><li>・精神障害者保健福祉手帳2・3級</li></ul>	1 人当たり 27万円	1 人当たり 26万円	
種類	特別障害者控除	・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳△・A ・精神障害者保健福祉手帳 1級	1 人当たり 40万円	1 人当たり 30万円	
	同居特別障害者 扶養控除	扶養控除対象の親族が特別 障害者で、かつ同居してい る場合	1 人当たり 75万円	1 人当たり 53万円	
	② 心身障害者扶養共済掛金 共済加入者が納める掛金は、その全額を小規模企業共済等掛金控除として 所得金額から差し引くことができます。				
	③ ストマ用装具の購入費用 人工肛門または尿路変更のストマを持つ方が、ストマケアに係る治療を受けている場合、ストマ用装具の購入費用のうち自己負担分が医療費控除の対象になります。(ただし、医師が発行するストマ用装具使用証明書の流付が必要です。)				
手 続	確定申告(村県民税の申告)時に、必要書類を添付または提示してください。※給与所得者の場合、①と②は年末調整で手続できます。				
必要書類等	①障害者手帳 ②共済掛金の領収書 ③ストマ用装具購入に係る領収書、ストマ用装具使用証明書				
窓 口 (問合せ)	所得税:竜ケ崎税務署(電話:0297-66-1303〔自動音声案内〕) 県民税:土浦県税事務所課税第一課(電話:029-822-7212) 村民税:役場税務課 ※勤務先の給与担当者(障害者控除、心身障害者扶養共済掛金のみ)				

#### 2) 村県民税の非課税

窓

障がい者の場合、前年の合計所得金額が125万円以下であれば非課税になります。

県民税:土浦県税事務所課税第一課(電話:029-822-7212)

村民税: 役場税務課

#### 3) 相続税の障害者控除

相続人が85歳未満の障がい者である場合は、85歳に達するまでの年数1年につき10万円 (特別障害者のときは20万円)が障害者控除として、相続税額から差し引かれます

窓 口 竜ケ崎税務署(電話:0297-66-1303〔自動音声案内〕)

#### 4)特定障害者に対する贈与税の非課税

特定障害者(特別障害者及び障害者のうち精神に障がいがある方)の方の生活費等に充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

窓 口 各信託会社、信託銀行等

(問合せ) | 竜ケ崎税務署(電話:0297-66-1303〔自動音声案内〕)

### 5) 少額貯蓄の利子等の非課税

障がい者が受け取る一定の預貯金・公債等(限度額350万円)の利子等については、一定の手続きをして預け入れをした場合、非課税になります。

窓 口 各銀行・証券会社等の金融機関

#### 6) 個人事業税の減免等

障がい者が個人で事業を営む場合、事業税が非課税または減免になります。

事業の内容	減免等の内容
視覚障がい者(両眼の矯正視力が0.06 以下)が営むあんま、 マッサージ、はり、灸、柔道整復等の医業に類する事業	非課税
身体障がい者が営む事業で、前年の所得が基準以下の場合	一部減免

窓 口 土浦県税事務所 (電話:029-822-7176)

#### 7) 自動車税(環境性能割・種別割)の減免(免除)

茨城県では、心身に障がいのある方の移動のためにもっぱら利用する自動車について、一定の要件を満たす場合、申請によって自動車税(環境性能割・種別割)が減免(免除)されます。なお、減免の対象となる自動車は、障がい者の方一人につき一台に限ります。

- ※ 市町村の「軽自動車税(種別割)」について減免を受けている場合は、「自動車税 (種別割)」の減免の対象になりません。(軽自動車税の減免については、役場税務 課にお問い合わせください。)
- ※ 自動車税・軽自動車税の減免を受けると、福祉タクシー利用料金の助成を受けられな くなります。

#### <対象となる自動車の所有者・使用目的等>

- 1. **障がい者のために自動車を利用していること。** (入院中等、障がい者の移動のために自動車を利用していない場合は対象となりません。)
- 2. 納税義務者が障がい者本人または生計を一にする方(家族)であること。 (法人名義、リース自動車、事業用自動車 (緑ナンバー・黒ナンバー) は対象となりません。)
- 3. 茨城県内のナンバーで適正に登録されている自動車であること。 (茨城県外に転出して、 自動車の登録を変更していない場合は対象となりません。)

#### <対象となる障害等級等>

身体障害者手帳		
障害の区分	本人が運転する場合	生計同一・常時介護者 が運転する場合
視覚障害	1~4級	
聴覚障害	2 · 3級	
平衡機能障害	3級	左に同じ
音声機能障害(こう頭摘出に限る)	3級	
上肢障害	1・2級	
下肢障害	1~6級	1~3級
体幹機能障害	1~3級・5級	1~3級
脳病変による運動機能障害(上肢)	1・2級	
脳病変による運動機能障害(移動)	1~6級	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・ 直腸、小腸機能障害	1・3級	   左に同じ 
免疫機能障害	1~3級	
肝臓機能障害	1~3級	

#### 療育手帳(判定が有効期限内のもの)

判定がAまたはA

#### 精神障害者保健福祉手帳(判定が有効期限内のもの)

障害等級が1級の方のうち、自立支援医療費受給者証(精神通院)又は医療福祉費受給者証(マル福)の交付を受けている方もしくは当該障害の治療のために通院をしている方

※ 障害名が複数ある場合や表以外の障害名が記載されている手帳をお持ちの方は、下記の県税事務所 (軽自動車の場合は役場税務課) へお問い合わせください。